

10月1日は「法の日」

# 相談してください

## 司法書士法律相談

日時と会場 10月2日(火) 午前10時～午後3時・市役所2階201会議室

内容 不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債務整理、成年後見など

問い合わせ先 千葉司法書士会 倉支部・立花さん ☎043・308・8017

## 行政書士相談(予約制)

日時と会場 10月16日(火) 午後1時～4時・市役所2階202会議室

内容 遺言・相続、許可・認可・登録申請、契約、届け出書類の作成など

問い合わせ先 千葉県行政書士会 印旛支部・作田さん ☎23・3286

## 佐倉一日合同行政相談

日時と会場 10月12日(金) 午後1時～4時・志津コミュニティセ

ンター(佐倉市)

内容 登記・年金・保険・税金などの手続き、相続、離婚、多重債務など

問い合わせ先 千葉行政監視行政相談センター ☎0570・090110

※相談は無料です。電話での相談はできません。くわしくは各問合わせ先へ。

## し尿のくみ取り手数料

### 口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めします。口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。また利用の際は、振替時の残高不足に注意してください。

## こんなときは連絡を

初めてくみ取り依頼をするとき、引越しなどでくみ取りが必要・不要になったとき、預金者の名義や金融機関、世帯主を変更したときなどは環境衛生課 ☎20・1531 に連絡してください。  
※くわしくは同課へ。

## 財政指標の公表

### 健全性を保持

平成29年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します(下表)。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを目的に設けられています。早期健全化基準を越えると、財政健全化計画を策定するなど、財政運営上の制約を受けることになります。

本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性が確保されています。

## 財政指標の概要

○実質赤字比率：一般会計などを

## 健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.51	20.00
連結実質赤字比率	—	16.51	30.00
実質公債費比率	6.3	25.0	35.0
将来負担比率	81.0	350.0	

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「-」の表記

## 資金不足比率

(単位：%)

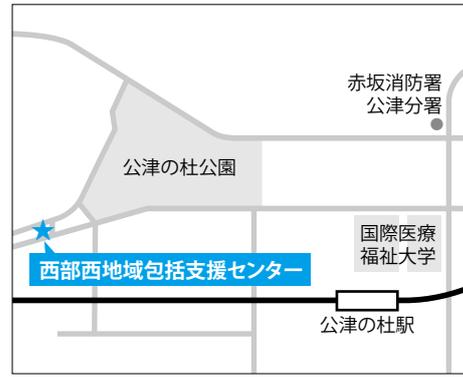
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「-」の表記

対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率  
○連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率  
○実質公債費比率：一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率  
○将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に

対する比率  
○資金不足比率：公営企業などの資金不足額の事業規模に対する比率  
標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。  
平成29年度決算の概要は、広報なりた12月1日号に掲載する予定です。  
※くわしくは財政課 ☎20・1512へ。

公津の杜にオープン



10月1日に、公津地区(はなのき台を除く)を担当する西部西地域包括支援センターがオープンします。要支援認定を受け、介護保険サービスを利用している人などのうち、担当センターが変わる人には、担当者が順次説明に伺いま

す。  
所在地 公津の杜 6・5・16  
連絡先 ☎ 36・4981  
※くわしくは介護保険課 ☎ 20・1545へ。

秋の全国交通安全運動

事故の予防を心掛け

秋の交通安全運動が9月21日(金)～30日(日)に実施されます。重点目標は、次の通りです。  
○子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止  
○夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗車中の交通事故防止  
○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底  
○飲酒運転の根絶

交通事故をなくすためには、一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある運転を心掛けることが必要です。  
この機会に家族で交通安全について話し合ってみましょう。  
交通安全ポスター展  
秋の全国交通安全運動の一環として、小中学生の「交通安全ポスター」の入賞作品を展示します。  
期間 9月21日(金)～30日(日)  
会場 1イオンモール成田1階 サクラコート  
※くわしくは交通防犯課 ☎ 20・1527へ。

めいぶつチョイス

成田の名産品を出品

市では、マイナンバーカードの普及を目的として9月18日(火)からオンライン通販サイト「めいぶつ



定例会市議会で(31日)

チョイス」へ地元名産品の出品を開始します。  
めいぶつチョイスとは、本市をはじめ、全国の名産品を購入できるオンライン通販サイトで、地域経済活性化に繋がるものです。決定的には自治体ポイントが利用できます。  
めいぶつチョイスや自治体ポイントの利用には事前に登録が必要です。マイナンバーカード、ICカードリーダーを用意して、めいぶつチョイスホームページ(<http://www.meibutsu-choice.jp/>)・自治体ポイントホームページ(<https://idmrykey.soumu.go.jp/>)から手続きしてください。  
※くわしくは、めいぶつチョイスについては観光プロモーション課 ☎ 20・1540、マイナンバーカードについては市民課 ☎ 20・1525、自治体ポイントについては企画政策課 ☎ 20・1500へ。

雇用促進奨励金

事業主を対象に

対象 市内に事業所があり、次の①～⑤のいずれかに当てはまる市内在住者を常用労働者として

雇用した事業主①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る

- ① 55～64歳の人
  - ② 障がい者
  - ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
  - ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
  - ⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者
- 奨励金の額(1人当たり) 月額1万7,000円(重度の障がい者は2万2,000円)  
助成期間 雇用した翌月から12カ月(重度の障がい者は18カ月)  
申請期間 9月28日(金)まで  
※くわしくは商工課 ☎ 20・1622へ。

今月の納期限

10月1日(月)

- ① 国民健康保険税(第3期)
- ② 後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③ 介護保険料(第3期)

※くわしくは①納税課 ☎ 20-1519、②保険年金課 ☎ 20-1526、③介護保険課 ☎ 20-1545へ。

指定学校変更・区域外就学

申請は期限内に

市立学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更は市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める区域外就学は市外に住む児童・生徒に対して市立学校への通学を認める

平成31年度からこれらの制度の利用を希望する人は、11月30日(金)までに学務課(市役所5階)へ申し

コンビニ交付サービス 休止のお知らせ

機器点検のため、証明書のコンビニ交付サービスを休止します。  
日時=9月27日(木) 午後1時~5時  
※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

出てください。また、部活動による指定学校変更の希望は、9月28日(金)までとなります。

※くわしくは同課(☎20・1581)へ。

不正軽油

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけではなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉原税事務所(☎043・483・1116)へ。

ごみ減量器具設置費補助金

活用してください

市では、ごみ減量器具を購入する人に補助金を交付します。必ず購入前に申請してください。

補助額=購入額の2分の1(100円未満の端数切り捨て)。上限は生ごみ処理容器1、500円。

コンポスト容器5、000円・機械式生ごみ処理機5万円  
申請・購入方法はクリーン推進課(市役所5階)または市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html>)にある申込書に必要事項を書いて、直接または郵送で同課(〒286・8585花崎町760)へ。後日郵送される購入券を持って市の認定を受けた販売店へ

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

素案の公表と意見の募集

9月18日から閲覧開始

市では次の条例・計画について案を公表し、意見を募集します。

素案名と担当課

- ①成田市自転車等の放置防止に関する条例の改正案(案)：交通防犯課(市役所2階・〒286・8585花崎町760 ☎20・1527 FAX 24・28558 Eメール [kotsu@city.narita.chiba.jp](mailto:kotsu@city.narita.chiba.jp))
- ②成田市国民保護計画一部修正素案：危機管理課(市役所4階・

〒286・8585花崎町760 ☎20・1523 FAX 20・1687 Eメール [kikkani@city.narita.chiba.jp](mailto:kikkani@city.narita.chiba.jp)

閲覧場所=各担当課、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこつづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)

意見を提出できる人=市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所がある人、利害関係者  
意見の提出方法=閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで担当課へ  
結果の公表=市の考えと併せてホームページなどに掲載  
閲覧・意見の提出期限=①10月15日(月)②10月17日(水)(いずれも必着)  
※くわしくは各担当課へ。

放射線量測定結果

8月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値(0.23マイクロシーベルト/時)以下でした。

測定場所=小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page113900.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

8月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目=米、葉ショウガ、落花生

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。